

アダプテーションと〈文化の盗用〉

矢吹 文乃

〈文化の盗用〉は、Cultural Appropriation の訳語である。ある文化圏に属する者が、他の文化圏の文化財を流用することを意味している。〈文化の盗用〉が問題視されるのは多くはマジョリティがマイノリティの文化財を流用した場合においてであり、国家の問題が絡む場合は植民地支配の一形態とも見做される。

渡辺一暁は「文化的盗用——その限界、その分析の限界——」（『フィルカル 分析哲学と文化をつなぐ philosophy & culture』3-2、2018年9月）のなかで、ピカソがアフリカ彫刻からモチーフを借りて『アヴィニヨンの娘たち』を制作したことや、黒澤明がシェイクスピアの『リア王』を基にして『乱』を撮ったことを挙げて、それらの翻案行為を〈文化の盗用〉に当たると述べている（p. 40-41）。もしも翻案が〈文化の盗用〉的な行為であるならば、場合によってはそれは踏みとどまられなければならないはずだ。

発表者はアダプテーション研究に関心を持っている。アダプテーション研究では、ある作品が咀嚼され別の新しい作品へと昇華される翻案の営為が、多くの場合は肯定的に受け入れられる。ところが〈文化の盗用〉という観点を導入すると、それが必ずしも肯定的には評価できないことが懸念される。アダプテーションと〈文化の盗用〉をわかつものはあるのか。あるとすれば、どこで線引きができるのか。発表者はこの疑問に迫ることで、アダプテーションの倫理の問い直しを目論んでいる。

本発表では、寺山修司監督の映画『草迷宮』（1979年）の翻案であるヴァレンティノのウェブCMをめぐって生じた〈文化の盗用〉議論をとりあげる。分析では、CMを〈文化の盗用〉／炎上／ナショナリズム／アダプテーションなどの観点から多角的に評価する。結論では、作品をアダプテーションとして読む力学と〈文化の盗用〉として読む力学の相剋を考察したい。